

# 学校法人東京音楽大学利益相反ポリシー

令和元年11月27日制定

## 1. 目的

学校法人東京音楽大学（以下「本学」という。）は、1907年の開学以来、建学の精神である「音楽を通して広く社会に貢献できる人材の育成」を目標に、演奏活動を通じて、海外協定機関等との緊密で多様な音楽文化の交流を育みながら、演奏力を安定的に発展、成熟させるとともに、教育・研究の世界展開に多くの成果を挙げてきた。本学の果たす役割はますます重要となり、より一層の社会貢献が期待されており、とりわけ、産学官連携活動による大学の研究成果の社会還元への期待が高まっている。このような、産学官連携活動による研究等が、本学の本来の使命にかなう場合が多いことも認識されるべきであり、本学は研究活動の活性化を図り、それによる研究成果を広く社会に還元するとともに、日本はもとより、世界の音楽環境の醸成に寄与すべく、企業、自治体、機関その他団体（以下「企業等」という。）との連携及び支援を推進する。

しかし、産学官連携活動を成功させるためには、それを進める過程において、連携の結果、本学教職員及び理事（以下「教職員等」という。）が、特定の企業等との関係で有することになる利益や負うことになる義務が、本学がその使命に基づき教職員等に求める義務（大学の利益）と衝突する「利益相反」、「責務相反」と呼ばれる状態が不可避免的に発生する可能性がある。

また、本学自身が実施主体となる事業において、本学自身が特定の企業等の営利活動に対して利害関係を有するという事態も想定される。この場合、本学が組織レベルの決定を行う際に、その決定に関連する利害によって、本学の教育・研究の責務と相反する状況、すなわち「組織としての利益相反」状態が生じる可能性もある。

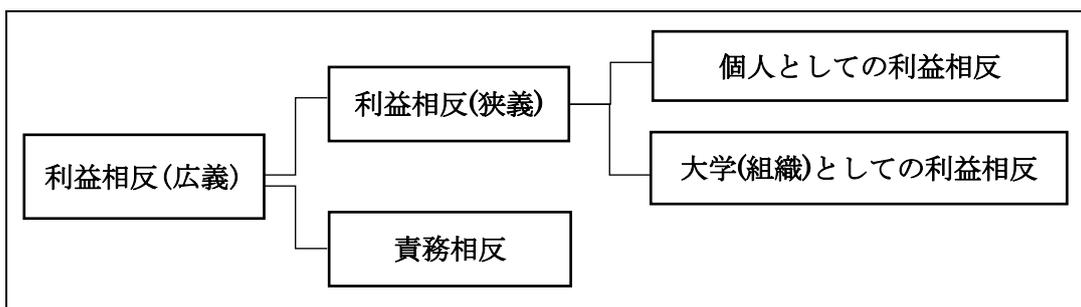
このような、「利益相反」、「責務相反」及び「組織としての利益相反」を放置し、適切な管理を怠れば、本学は社会的信頼を損ないかねず、産学官連携活動の推進自体が阻害されるおそれがある。

本ポリシーの目的は、本学が産学官連携活動を推進するに当たり、教育や研究への信頼が損なわれないように、また、教職員等が利益相反の特徴を明確に理解した上で、安心してこれら活動に取り組める環境を整備することにある。本学は、利益相反に関するマネジメント体制の構築に向け、ここに、「学校法人東京音楽大学利益相反ポリシー」を定め、大学内外に公表する。

## 2. 利益相反の定義

本学は、利益相反を次のとおり定義し、狭義の利益相反と責務相反を合わせて広義の利益相反として、利益相反マネジメントの対象とする。

- (1) 広義の利益相反  
狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念。
- (2) 狭義の利益相反  
教職員等又は大学(組織)が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬等）と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状態。
- (3) 責務相反  
教職員等が兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業に対する職務遂行責任が両立しえない状態。
- (4) 個人としての利益相反  
狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益と教職員等個人の大学における責任との相反。
- (5) 大学（組織）としての利益相反  
狭義の利益相反のうち、教職員等個人が得る利益と大学組織の社会的責任との相反。
- (6) 利益相反問題の発生  
教職員等が個人としての利益や責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合。



#### ○責務相反（例）

教職員等が企業等の役員や技術指導等の兼業活動又は研究活動を行っている場合に、企業等の業務に関する責任を優先したために、本学での休講が多い、あるいは本学に不在がちで、学生への対応が不十分である場合。

#### ○個人としての利益相反（例）

教職員等が大学の教育・研究活動として遂行する行為につき、特定の企業等から兼業報酬等の金銭的利益を得ているため、社会からその教職員等の当該教育・研究活動が、「専ら特定の企業等の利益のために行われているのではないか」、「大学としての学術研究上の有意性に欠けるのではないか」等の疑念を抱かれるような場合。

#### ○大学(組織)としての利益相反（例）

大学が特定の企業等との間で大規模な共同研究に関する契約を締結したり、大学が有する特許等について特定の企業等への実施権の設定・利用許諾を行うに当たり、当該行為の態様又は内容が、大学の社会的責任や利益の観点から、その公正性・公平性に疑念を抱かせるような場合。

### 3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は教育・研究活動をさらに発展させるため、建学の精神の理念に基づき、研究活動の活性化を図るとともに、産学官連携による大学の研究成果の社会還元を積極的に推進する。また、教職員等のそのような活動を奨励し支援するものとし、その過程で生じる利益相反を適正にマネジメントする。
- (2) 本学は、教職員等が安心して産学官連携活動に取り組めるよう、教職員等の表現の自由及び学問の自由に配慮しつつ、利益相反マネジメント体制を構築し、利益相反を適切に管理する。
- (3) 本学は、個別事例に応じて多様な解決方法を提案・実施するための手続き・体制を整備する。

#### 4. 利益相反マネジメントの対象者

本ポリシーにおける、利益相反マネジメントの対象者は、教職員等とする。また、本学の専任教職員以外の教職員等に対しても、必要がある場合には本ポリシーの適用を求めるものとする。

#### 5. 利益相反マネジメントの基準

産学官連携活動を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する基本的な指針として、以下の3点を利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 個人的な利益の有無に関わらず、教職員等が本学の職務遂行よりも本学以外の活動を優先させていると客観的に判断されるような場合（責務相反）。
- (2) 教職員等が、本学の職務遂行よりも、個人的な利益を優先させていると客観的に判断されるような場合（個人としての利益相反）。
- (3) 本学の社会的責任に対し、公正性の観点から、本学の利益を優先させていると客観的に判断されるような場合（大学（組織）としての利益相反）。

#### 6. 利益相反マネジメント体制

##### (1) 利益相反マネジメント委員会

本学は、産学官連携活動を公正かつ効率的に推進するため、利益相反に関する対処方法及び措置について審議する「利益相反マネジメント委員会」を設置する。

##### (2) 利益相反アドバイザー

学内の利益相反マネジメントに関する質問及び相談に対して、助言、指導及び類似事例の情報提供を行うため、必要に応じて「利益相反アドバイザー」を設置する。

##### (3) 利益相反相談窓口

本学研究支援室に利益相反相談窓口を設置する。

#### 7. 教職員への啓発活動

本学は、利益相反に関する意識の向上を図るため、教職員等に対して、利益相反に関する考え方、マネジメント体制、手続等について周知するとともに利益相反問題発生の防止及び適正な対処の仕方について、啓発活動を実施する。

#### 8. 情報公開

本学は、公正な産学官連携活動の推進を行い、社会に対する説明責任を果たすとともに社会的信頼性を確保するため、個人情報に配慮した上で、可能な限り情報を公開し、利益相反マネジメントの取組みについて透明性の確保に努めるものとする。

## 9. 利益相反ポリシーの見直し

利益相反ポリシーは、利益相反の個別具体的な事例を収集・分析した上で、その措置を反映するため、随時、利益相反マネジメント委員会において見直しを行う。

## 10. その他

利益相反ポリシーに定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。